

女性国家公務員の登用状況のフォローアップ

＜ポイント＞

- 国家公務員の令和5年7月時点の登用状況は、本省課室長相当職、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職、係長相当職（本省）において、女性の占める割合が調査開始以降（注）、最高数値。
- 女性国家公務員の登用の拡大に向けては、引き続き、採用した女性の計画的な育成や男女ともに働きやすい職場環境の整備などの取組を強化。

注 指定職相当及び本省課室長相当職については平成17年から、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職については平成20年から、係長相当職（本省）については平成27年から、係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員については令和3年から調査を開始している。

1 公表の趣旨

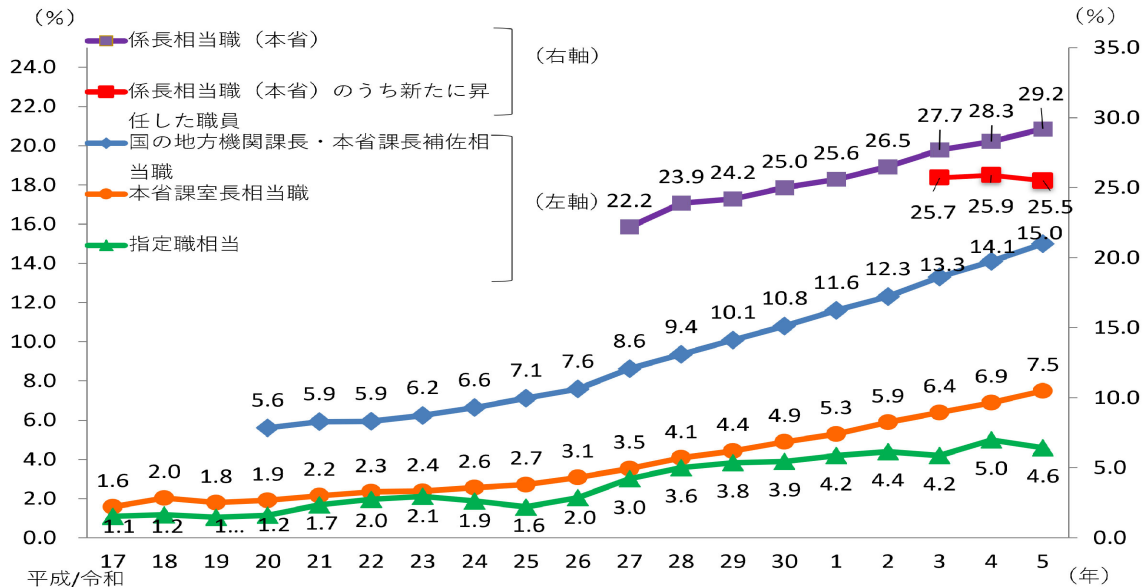
政府においては、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、女性国家公務員の登用状況について、フォローアップを行ったもの。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年把握した数値	第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
指定職相当	4.6%（令和5年7月）	5.0%（令和4年7月）	8%（令和7年度末）
本省課室長相当職	7.5%（令和5年7月）	6.9%（令和4年7月）	10%（令和7年度末）
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	15.0%（令和5年7月）	14.1%（令和4年7月）	17%（令和7年度末）
係長相当職（本省）	29.2%（令和5年7月）	28.3%（令和4年7月）	30%（令和7年度末）
係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員	25.5%（令和5年7月）	25.9%（令和4年7月）	35%（令和7年度末）

注 「指定職相当」、「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職（本省）」及び「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。



【連絡先】内閣官房内閣人事局インクルージョン促進係
村木、中田、西田、飯嶋 電話 03-6257-3749（直通）
E-mail : w-diversity.z8f@cas.go.jp

府省等別女性国家公務員登用状況（本省・国の地方機関）
（令和5年7月1日現在）

	全職員 ※注2 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	全職員に 対する女 性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち新た に昇任した職員		
				総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%) (d/e)	総数 (人)(e)	うち女性 (人)(f)	女性割合 (%) (f/e)	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%) (h/g)	総数 (人)(i)	うち女性 (人)(j)	女性割合 (%) (j/i)
内閣官房	1,105	214	19.4	170	16	9.4	314	34	10.8	359	74	20.6	31	8	25.8
内閣法制局	70	20	28.6	24	0	0.0	10	5	50.0	19	10	52.6	2	1	50.0
内閣府	2,298	562	24.5	250	25	10.0	635	112	17.6	348	108	31.0	35	9	25.7
宮内庁	708	144	20.3	49	3	6.1	96	12	12.5	264	30	11.4	22	6	27.3
公正取引委員会	767	205	26.7	68	8	11.8	168	14	8.3	296	100	33.8	36	12	33.3
国家公安委員会 (警察庁)	8,056	994	12.3	918	19	2.1	1,275	59	4.6	1,323	185	14.0	346	29	8.4
個人情報保護委員会	172	44	25.6	14	0	0.0	57	10	17.5	56	16	28.6	26	6	23.1
カジノ管理委員会	140	26	18.6	14	1	7.1	43	6	14.0	64	13	20.3	3	2	66.7
金融庁	1,355	362	26.7	131	10	7.6	494	80	16.2	377	130	34.5	41	8	19.5
消費者庁	357	118	33.1	32	4	12.5	98	26	26.5	125	39	31.2	33	14	42.4
こども家庭庁	353	102	28.9	33	4	12.1	99	27	27.3	141	43	30.5	28	8	28.6
デジタル庁	451	79	17.5	38	2	5.3	112	13	11.6	177	32	18.1	16	3	18.8
復興庁	201	27	13.4	20	1	5.0	67	3	4.5	40	9	22.5	5	0	0.0
総務省	4,384	1,184	27.0	513	31	6.0	999	131	13.1	916	314	34.3	128	47	36.7
法務省	48,708	11,565	23.7	1,092	117	10.7	6,055	947	15.6	638	128	20.1	136	31	22.8
外務省	6,176	2,151	34.8	641	62	9.7	2,320	695	30.0	846	452	53.4	69	38	55.1
財務省	70,023	18,096	25.8	3,114	281	9.0	27,690	5,005	18.1	980	267	27.2	128	38	29.7
文部科学省	1,933	589	30.5	326	41	12.6	527	126	23.9	709	259	36.5	155	51	32.9
厚生労働省	28,390	9,096	32.0	790	77	9.7	6,752	1,227	18.2	1,552	507	32.7	275	103	37.5
農林水産省	17,712	4,023	22.7	850	48	5.6	6,366	677	10.6	1,731	570	32.9	252	80	31.7
経済産業省	7,524	2,082	27.7	1,347	164	12.2	2,570	559	21.8	1,254	507	40.4	220	81	36.8
国土交通省	55,120	8,079	14.7	2,762	80	2.9	13,771	940	6.8	2,646	436	16.5	569	77	13.5
環境省	2,841	624	22.0	243	19	7.8	884	114	12.9	505	153	30.3	87	23	26.4
防衛省	14,192	4,036	28.4	542	22	4.1	2,652	217	8.2	874	290	33.2	248	57	23.0
人事院	561	211	37.6	78	15	19.2	157	51	32.5	158	69	43.7	10	5	50.0
会計検査院	1,102	349	31.7	170	15	8.8	314	62	19.7	294	126	42.9	26	9	34.6
合 計	274,699	64,982	23.7	14,229	1,065	7.5	74,525	11,152	15.0	16,692	4,867	29.2	2,927	746	25.5

注1 一般職の職員に給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「防給法」という。）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「全職員」とは、注1に記載する職員の総数をい、役職についていない者（係長相当職）、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防給法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。また、「指定職相当」、「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職（本省）」及び「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。

3 「本省課室長相当職」（防衛省を除く。）及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」（防衛省を除く。）の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表（令和5年7月1日現在）」（内閣人事局）、「係長相当職（本省）」、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。

4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

また、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」とは令和5年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和4年7月2日から令和5年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。

5 「係長相当職（本省）」については「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）において、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）

（令和5年7月1日現在）

	令和5年7月1日現在			令和4年7月1日現在		
	総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%) (d/c)	総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%) (d/c)
内閣官房	170	16	9.4	168	17	10.1
内閣法制局	24	0	0.0	24	1	4.2
内閣府	250	25	10.0	256	24	9.4
宮内庁	49	3	6.1	43	2	4.7
公正取引委員会	68	8	11.8	66	9	13.6
国家公安委員会(警察庁)	918	19	2.1	921	17	1.8
個人情報保護委員会	14	0	0.0	16	1	6.3
カジノ管理委員会	14	1	7.1	14	0	0.0
金融庁	131	10	7.6	133	10	7.5
消費者庁	32	4	12.5	27	1	3.7
こども家庭庁	33	4	12.1	-	-	-
デジタル庁	38	2	5.3	32	2	6.3
復興庁	20	1	5.0	20	0	0.0
総務省	513	31	6.0	496	28	5.6
法務省	1,092	117	10.7	1,087	116	10.7
外務省	641	62	9.7	627	54	8.6
財務省	3,114	281	9.0	3,105	234	7.5
文部科学省	326	41	12.6	327	34	10.4
厚生労働省	790	77	9.7	813	78	9.6
農林水産省	850	48	5.6	848	50	5.9
経済産業省	1,347	164	12.2	1,327	158	11.9
国土交通省	2,762	80	2.9	2,719	81	3.0
環境省	243	19	7.8	252	18	7.1
防衛省	542	22	4.1	520	15	2.9
人事院	78	15	19.2	80	13	16.3
会計検査院	170	15	8.8	171	13	7.6
合計	14,229	1,065	7.5	14,092	976	6.9

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法と行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表(令和5年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。

4 こども家庭庁は、令和5年4月1日に設置された組織であるため、令和4年7月1日現在の数値は「-」としている。

府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・本省課長補佐相当職）

（令和5年7月1日現在）

	令和5年7月1日現在			令和4年7月1日現在		
	総数 (人) (e)	うち女性 (人) (f)	女性割合 (%) (f/e)	総数 (人) (e)	うち女性 (人) (f)	女性割合 (%) (f/e)
内閣官房	314	34	10.8	313	33	10.5
内閣法制局	10	5	50.0	10	3	30.0
内閣府	635	112	17.6	634	88	13.9
宮内庁	96	12	12.5	95	10	10.5
公正取引委員会	168	14	8.3	163	14	8.6
国家公安委員会(警察庁)	1,275	59	4.6	1,254	65	5.2
個人情報保護委員会	57	10	17.5	55	13	23.6
カジノ管理委員会	43	6	14.0	43	7	16.3
金融庁	494	80	16.2	481	66	13.7
消費者庁	98	26	26.5	92	26	28.3
子ども家庭庁	99	27	27.3	-	-	-
デジタル庁	112	13	11.6	106	9	8.5
復興庁	67	3	4.5	67	2	3.0
総務省	999	131	13.1	1,014	116	11.4
法務省	6,055	947	15.6	5,961	870	14.6
外務省	2,320	695	30.0	2,280	631	27.7
財務省	27,690	5,005	18.1	28,166	4,858	17.2
文部科学省	527	126	23.9	528	121	22.9
厚生労働省	6,752	1,227	18.2	6,765	1,159	17.1
農林水産省	6,366	677	10.6	6,582	620	9.4
経済産業省	2,570	559	21.8	2,666	553	20.7
国土交通省	13,771	940	6.8	13,765	884	6.4
環境省	884	114	12.9	873	108	12.4
防衛省	2,652	217	8.2	2,604	200	7.7
人事院	157	51	32.5	148	42	28.4
会計検査院	314	62	19.7	328	62	18.9
合 計	74,525	11,152	15.0	74,993	10,560	14.1

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表(令和5年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級及び6級相当職の職員をいう。

4 子ども家庭庁は、令和5年4月1日に設置された組織であるため、令和4年7月1日現在の数値は「-」としている。

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））

（令和5年7月1日現在）

	令和5年7月1日現在			令和4年7月1日現在		
	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)
内閣官房	359	74	20.6	398	79	19.8
内閣法制局	19	10	52.6	17	9	52.9
内閣府	348	108	31.0	327	112	34.3
宮内庁	264	30	11.4	264	33	12.5
公正取引委員会	296	100	33.8	292	99	33.9
国家公安委員会(警察庁)	1,323	185	14.0	1,277	175	13.7
個人情報保護委員会	56	16	28.6	34	8	23.5
カジノ管理委員会	64	13	20.3	55	12	21.8
金融庁	377	130	34.5	410	143	34.9
消費者庁	125	39	31.2	127	44	34.6
子ども家庭庁	141	43	30.5	-	-	-
デジタル庁	177	32	18.1	153	25	16.3
復興庁	40	9	22.5	66	15	22.7
総務省	916	314	34.3	954	319	33.4
法務省	638	128	20.1	635	131	20.6
外務省	846	452	53.4	803	415	51.7
財務省	980	267	27.2	960	242	25.2
文部科学省	709	259	36.5	690	233	33.8
厚生労働省	1,552	507	32.7	1,593	483	30.3
農林水産省	1,731	570	32.9	1,724	561	32.5
経済産業省	1,254	507	40.4	1,214	486	40.0
国土交通省	2,646	436	16.5	2,609	403	15.4
環境省	505	153	30.3	490	153	31.2
防衛省	874	290	33.2	762	246	32.3
人事院	158	69	43.7	104	47	45.2
会計検査院	294	126	42.9	296	127	42.9
合計	16,692	4,867	29.2	16,254	4,600	28.3

注1 一般職の職員との給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員との給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

4 子ども家庭庁は、令和5年4月1日に設置された組織であるため、令和4年7月1日現在の数値は「-」としている。

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員）

（令和5年7月1日現在）

	令和5年7月1日現在			令和4年7月1日現在		
	総数 (人) (i)	うち女性 (人) (j)	女性割合 (%) (j/i)	総数 (人) (i)	うち女性 (人) (j)	女性割合 (%) (j/i)
内閣官房	31	8	25.8	40	14	35.0
内閣法制局	2	1	50.0	0	0	0.0
内閣府	35	9	25.7	47	15	31.9
宮内庁	22	6	27.3	16	3	18.8
公正取引委員会	36	12	33.3	28	11	39.3
国家公安委員会(警察庁)	346	29	8.4	307	21	6.8
個人情報保護委員会	26	6	23.1	8	2	25.0
カジノ管理委員会	3	2	66.7	19	6	31.6
金融庁	41	8	19.5	64	21	32.8
消費者庁	33	14	42.4	16	3	18.8
こども家庭庁	28	8	28.6	-	-	-
デジタル庁	16	3	18.8	58	12	20.7
復興庁	5	0	0.0	5	3	60.0
総務省	128	47	36.7	154	49	31.8
法務省	136	31	22.8	139	34	24.5
外務省	69	38	55.1	67	37	55.2
財務省	128	38	29.7	146	40	27.4
文部科学省	155	51	32.9	144	48	33.3
厚生労働省	275	103	37.5	241	93	38.6
農林水産省	252	80	31.7	165	58	35.2
経済産業省	220	81	36.8	181	56	30.9
国土交通省	569	77	13.5	512	73	14.3
環境省	87	23	26.4	74	17	23.0
防衛省	248	57	23.0	182	52	28.6
人事院	10	5	50.0	11	4	36.4
会計検査院	26	9	34.6	34	16	47.1
合計	2,927	746	25.5	2,658	688	25.9

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

4 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和5年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和4年7月2日から令和5年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。

5 こども家庭庁は、令和5年4月1日に設置された組織であるため、令和4年7月1日現在の数値は「-」としている。

○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況（令和5年7月31日現在）

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
令和5年7月31日 現在	1,021	47	4.6
(参考) 令和4年7月31日 現在	1,026	51	5.0

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

○ 女性職員が就いている指定職官職名一覧（令和5年7月31日現在）

府省等名	官職名等
内閣官房	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 命：内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室次長
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	内閣審議官（内閣人事局）
内閣府	政策統括官（経済財政分析担当）
	男女共同参画局長
	大臣官房審議官（経済財政分析担当）
	大臣官房審議官（政策調整担当）
国家公安委員会 （警察庁）	千葉県警察本部長
	警視庁生活安全部長
	長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
消費者庁	消費者庁長官

府省等名	官職名等
こども家庭庁	長官
	成育局長
総務省	大臣官房地域力創造審議官
	近畿管区行政評価局長
法務省	関東地方更生保護委員会委員長
	出入国在留管理庁在留管理支援部長
外務省	外務報道官
	中南米局長
	大臣官房審議官
	在デュッセルドルフ総領事館総領事
財務省	関東信越国税局長
文部科学省	総合教育政策局長
	国際統括官
	大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
	文化庁審議官
	大臣官房付 併任 内閣官房内閣審議官 命：内閣官房健康・医療戦略室次長 併任 内閣府健康医療・戦略推進事務局次長
	科学技術・学術政策研究所長

府省等名	官職名等
厚生労働省	健康局長
	雇用環境・均等局長
	大臣官房審議官（医療保険担当）
	大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）
	大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
	大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官
	大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）
	中央労働委員会事務局審議官（審査担当）
	福岡労働局長
農林水産省	大臣官房審議官兼経営局付
	農村振興局農村政策部長
経済産業省	特許庁審判部首席審判長
国土交通省	大臣官房審議官
	国際統括官
	国土交通大学校長
	気象庁総務部長
環境省	大臣官房政策立案総括審議官
防衛省	南関東防衛局長
人事院	人材局試験審議官